

改正

令和5年3月24日条例第13号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例を次のように公布する。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。）第35条及び第48条第3項の規定に基づき、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び省令で使用する用語の例による。

(敷地と道路との関係)

第3条 都市計画区域内における床面積（同一敷地内に2以上の畜舎等がある場合においては、その床面積の合計）が1,000平方メートルを超える畜舎等の敷地は、道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、畜舎等の周囲に公園、広場等の空地がある場合その他これと同様の状況にある場合で、安全上支障がないと認められるときは、この限りでない。

(出入口と道路との関係)

第4条 都市計画区域内における畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超える畜舎等は、出入口のある壁面を道路境界線から1メートル以上後退しなければならない。ただし、当該出入口の接する道路境界線から2メートル後退した車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の部分においては、この限りでない。

追加〔令和5年条例13号〕

(崖付近の畜舎等)

第5条 高さ5メートル以上の崖（勾配が30度以上の傾斜地をいう。以下同じ。）の下端に続く地盤面のうち、崖の上端からの水平距離が崖の高さの1.75倍以内の位置に居室を有する畜舎等の建築等をする場合には、崖の形状若しくは土質又は当該畜舎等の位置、規模若しくは構造に応じて安全上必要な擁壁を崖又は崖の部分に設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該

当する場合は、この限りでない。

- (1) 崖の形状又は土質により安全上支障がない場合
- (2) 当該畜舎等の主要構造部（崖崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。）を鉄筋コンクリート造とした場合
- (3) 崖と当該畜舎等との間に適当な流土止めを設けた場合
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域（同条第4項の規定により公示された土砂災害の発生原因となる自然現象の種類が同法第2条に規定する急傾斜地の崩壊であるものに限る。）内に建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合する当該畜舎等の建築等をする場合

2 高さ3メートルを超える崖の上端に続く地盤面のうち、崖の下端からの水平距離が崖の高さの1.75倍以内の位置に畜舎等の建築等をする場合には、崖の形状若しくは土質又は当該畜舎等の位置、規模若しくは構造に応じて安全上必要な擁壁を崖又は崖の部分に設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項第1号に該当する場合
- (2) 当該畜舎等の基礎が崖に影響を及ぼさない場合

3 高さ3メートルを超える崖の上端に続く地盤面にある畜舎等の敷地には、崖の上端に沿って排水溝を設ける等崖への流水又は浸水を防止するための適当な措置を講じなければならない。

一部改正〔令和5年条例13号〕

（既存認定畜舎等に対する制限の緩和）

第6条 法第8条第1項の規定により法第7条第1項の規定の適用を受けない認定畜舎等に係るこの条例の施行後の増築、改築、大規模の修繕及び大規模の模様替のうち、その認定畜舎等及び敷地の状況によりやむを得ないと認められるものについては、この条例の規定による制限を緩和することができる。

一部改正〔令和5年条例13号〕

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日条例第13号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。